

## グリーンインフラ懇談会

### 設立趣旨

国土交通省では、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進してきた。

人口減少や社会資本の老朽化が進行し、気候変動の影響等により自然災害が激甚化する中、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備と土地利用を推進する必要がある。また、平成27年国連総会で決議された持続可能な開発目標（SDGs）推進の機運も高まっている。そのような中、SDGsと親和性が高く、多くの社会的課題の解決策となる可能性を有するグリーンインフラを、多様な主体の連携のもと推進していくことが求められている。

そのため、今後の社会資本整備や土地利用等に際して、グリーンインフラの取組を推進する方策について、幅広く議論し、検討することを目的として設立するものである。

## グリーンインフラ懇談会 規 約

### (名称)

第 1 条 この懇談会は、グリーンインフラ懇談会（以下「懇談会」という。）という。

### (目的)

第 2 条 懇談会は、グリーンインフラの取組を推進するための方策について検討することを目的とする。

### (委員)

第 3 条 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。  
2 委員の任期は、懇談会の検討が終了するまでの間とする。

### (座長)

第 4 条 懇談会に座長を置く。  
2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。  
3 座長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。  
4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (事務局)

第 5 条 懇談会の事務局は、総合政策局環境政策課が行う。

### (委員以外の者の出席)

第 6 条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

### (議事の公開)

第 7 条 懇談会は原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

### (その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則 この規約は平成 30 年 12 月 26 日から有効とする。

グリーンインフラ懇談会  
委員名簿

朝日 ちさと 首都大学東京都市環境学部教授  
石田 東生 筑波大学名誉教授  
木下 剛 千葉大学大学院園芸学研究科准教授  
田口 政一 横浜市環境創造局政策調整部長  
中村 太士 北海道大学大学院農学研究院教授  
涌井 史郎 東京都市大学環境学部特別教授

(敬称略・五十音順)

(オブザーバー)

農林水産省大臣官房政策課環境政策室

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

(事務局)

国土交通省総合政策局環境政策課